

教育委員会定例会議事録

平成30年5月23日 午前9時30分 開議

出席委員

教 育 長	高 本 訓 久
委 員	戸 莉 恵理子
委 員	林 正 美
委 員	菅 沼 由貴子
委 員	渡 辺 時 行

説明のための出席者

教育部長	関 原 秀 一
教育部次長兼生涯学習課長	前 田 清 彦
教育部次長兼学校教育課長	今 泉 一 義
教育部次長兼中央図書館長	細 井 正 久
庶務課長	酒 井 保 吏
生涯学習課主幹	林 弘 之
スポーツ課長	戸 莉 憲 司
学校給食課長	寺 部 優
中央図書館主幹	尾 崎 浩 司

教育長が指定した事務局職員

主 事	瀬 野 正 章
主 事	柴 田 訓 代

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 第19号議案 教職員の任用について（非公開）
- 第3 第20号議案 豊川市社会教育委員の委嘱について
- 第4 第21号議案 平成30年度6月補正予算について
- 第5 第22号議案 豊川市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
- 第6 その他報告 市長の市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正について
- 第7 その他報告 豊川市豊川海軍工廠平和公園施設の管理に関する条例施行規則の制定について

「高本教育長」 定刻になりましたので、ただ今から教育委員会を開会し、直ちに会議を開きます。始めに、日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。本日の議事録署名委員は、教育長において、戸荊・林両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

「高本教育長」 続いて、日程第2、第19号議案「教職員の任用について」を議題といたします。なお、本案は教職員の人事に関する案件ですので、議事は非公開とし、会議内容の議事を別に記録するというところでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認め、本案は非公開で行います。それでは事務局から説明をお願いします。

「今泉教育部次長」 第19号議案「教職員の任用について」を資料に基づき説明。

(以下、議事内容は個人情報に関わるため、議事を非公開)

「高本教育長」 続いて、日程第3、第20号議案「豊川市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「林生涯学習課主幹」 それでは、豊川市社会教育委員の委嘱について説明させていただきます。社会教育委員は、社会教育法の既定に基づき教育委員会が委嘱するものです。豊川市社会教育委員に関する条例により、委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者の内から教育委員会が委嘱をし、任期は1年、委員定数は15名以内と定められています。平成29年度から社会教育委員による調査・研究テーマ「家庭・学校・地域との連携」を進めており、本年度は2年目となります。この調査・研究を進めるため、今回は、社会教育委員のメンバーの大きな入れ替えは行わない予定です。社会教育委員の委嘱予定者のうち、新任の委員は、市公民館連絡協議会からのあて職で変更となった1名のみです。今回、他の委員より退任の申し出はありませんので、それ以外の委員は継続予定です。名簿にあります13名の委員予定者について、5月23日から来年5月22日までの委嘱に関する議案につきまして、ご審議をお願いします。

「高本教育長」 ただ今の提案について、ご質疑がありましたらお願いします。ちなみに、この中で、最も長い方は何年ぐらいになるのでしょうか。

「林生涯学習課主幹」 16年になります。

「高本教育長」 10年以上の方は、他にもいますか。

「林生涯学習課主幹」 10年以上ですと、13年の方が1名と、10年の方が1名います。ちなみに、県の社会教育委員の表彰の規定で、10年以上社会教育委員をやられた方は表彰の対象となり、10年の方が、今年、県の社会教育委員の総会で表彰される予定です。

「高本教育長」 長くお勤めいただいて、県の表彰等を受けられる方もいるというこ

とです。他にご質問等がありますでしょうか。特になければ、採決を行います。本案は原案のとおり可決するというご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認めます。日程第3、第20号議案「豊川市社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり可決いたしました。

「高本教育長」 続きまして、日程第4、第21号議案「平成30年度6月補正予算について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「酒井庶務課長」 それでは、第21号議案、平成30年度6月補正予算について説明します。今回、6月の定例市議会に上程する補正予算は、庶務課と学校教育課を予定しております。初めに庶務課分から説明させていただきます。まず歳出についてですが、小中学校環境改善対策事業のうち、小学校トイレ改修工事について、30年度当初予算に計上しておりました国府小学校はじめ5校分の事業費135,500千円の全額を減額するものです。また、小学校空調設備整備事業につきましても、30年度当初予算に計上しておりました豊川小学校をはじめ12校のうち、赤坂小学校及び御津南部小学校を除く10校分の事業費788,832千円を減額するものです。これは、平成30年度に実施する事業として予算計上しておりましたが、その後の国の補正予算措置により、平成29年3月補正予算において、全額繰越事業として補正予算採択されております。そのため重複計上となった学校分について減額するものでございます。従いまして、対象となる工事を取り止めるという事ではありません。なお、歳入につきましても、小学校費の補助金、学校施設環境改善交付金として117,110千円を減額するものです。これにつきましても、今説明した事業費のうち、補助対象経費の3分の1となる国庫交付金を減額するものとなります。庶務課からは以上です。

「今泉教育部次長」 学校教育課分について、まず概要を説明しますと、文科省の方から委嘱を受け、県の教育委員会から豊川市教育委員会へ研究の指定を受けました。当初予算の時期には、まだ確定していなかったもので、補正予算で対応させていただきます。どのような研究かと言いますと、新たな不登校をつくらない、そんな学校づくりをどうしたら出来るのかということ、南部中学校区を中心に牛久保小学校と中部小学校をモデルとしながら今年度研究し、2年間の研究ですので、来年度これを全市に広めていきます。新たな一人を出さない、そんな取組を市教育委員会と南部中ブロック、来年は全市に渡って推進していくための研究であります。予算につきましても、歳出622千円ということで、講師等報償費100千円、旅費として、初年度でありますので、実績のあるところへ先進地視察として366千円、あと消耗品等を含めてこの金額を補正として上げたいと思っております。以上です。

「高本教育長」 6月補正の案件が、庶務課と学校教育課の2件ということ。庶務課については、29年度の3月補正による重複分についての戻し、それから学校教育は、当初予算時には確定していなかった新たな研究の指定を受けたとの説明でござ

いました。どちらの件でも結構ですので、ご質疑がありましたらお願いします。

「林委員」 学校教育課の方でお聞きしたいのですが、まず南部中学校・牛久保小学校・中部小学校が指定されるという事ですが、これは何か理由があるのでしょうか。特に不登校が多いとか、その辺りを一つお聞きしたいです。それから、補正額について、旅費が突出して多いですよ。初年度だから、いろいろ先進校を視察するという事を言われたんですが、それにしてもこれだけ多い理由をお聞きしたいです。

「今泉教育部次長」 なぜ南部中校区かということですが、あまり小さい所でやるよりも、ある程度規模の大きい校区で、連携しながら課題に取り組んだ方がより効果的であると考えています。南部中校区は、東部中校区より少し規模は小さいですが、比較すると不登校の発生割合が多いという状況があります。もう一つ、旅費が多い理由ですが、実は国立政策研究所がこの事業を中心に行っているため、頻繁に東京に行かなければなりません。指導主事も行きますし、学校からも行きます。回数が多いので、1回につき2名としても、かなりの金額になります。

「林委員」 はい、わかりました。

「高本教育長」 年間、東京にどのくらい行く予定ですか。

「今泉教育部次長」 確定しているのが5回です。

「高本教育長」 林委員が言われるように、62万円の内、半分以上が旅費というのは、研究を受けたけれども実質研究に使えるお金はあまり無いという気がします。まずは、情報を集めることが必要であるのだろうと思います。

「渡辺委員」 この事業の委託は、1年間ですか。

「今泉教育部次長」 2年です。

「林委員」 もう一つ別件でよろしいですか。庶務課の方でお聞きしたいのですが、工事を取りやめる事はないという説明があったのですが、工事が遅れるという事もないですよ。

「酒井庶務課長」 はい、遅れることはありません。

「林委員」 こういう場合は、補正が通ってから動き始めるのでしょうか。

「酒井庶務課長」 はい、そうです。

「林委員」 そうすると、一般的に遅れるように考えてしまうのですが、そういう事もないのですね。

「関原教育部長」 29年度の補正予算ですから、逆に早くなっています。

「林委員」 早まるのですね、わかりました。

「高本教育長」 他にございますか。

「菅沼委員」 予算の関係ではありませんが、庶務課の空調設備の話で、エアコンの点検というか、試運転などはしていますか。

「酒井庶務課長」 昨年度から進めています。

「菅沼委員」 暖房はもう使用している所がありますよね。冷房の方はどうですか。

「酒井庶務課長」 冷房は、一応6月以降という運用基準を設けていますので、まだこれからかと思っています。

「菅沼委員」 5月、とても暑い時がありましたよね。温度設定もあるので、学校で勝手につけたり、温度を変えたりすることは出来ないのでしょうか。

「酒井庶務課長」 あくまで運用基準としては、6月以降と定めております。当然、熱中症などの警報や注意報が出れば、その辺りは学校で柔軟に対応していきます。

「菅沼委員」 学校の判断でいいですよ。学校の日、市議員の方もお見えになっていた所でその話題になり、5月に暑い日があったのでいろいろと意見を言われていました。校長先生は、まだ6月1日からで、温度設定も決められていると言っていました。せっかくエアコンを設置しても、暑い時に使えないのでは仕方がないというような話もしていました。学校に、もう少し柔軟に使用するよう、きちんとやっていただけるといいと思います。

「戸苅委員」 扇風機は設置したままですか。空調がついても、扇風機を取り除く事は無いですよ。

「酒井庶務課長」 扇風機は、特に使用のマニュアルなどはありません。

「関原教育部長」 マニュアルの中に、併用すれば更に良いということで、省電力も含めて併用についても記載がありますので、エアコンをつけながら、扇風機をつけることもあるかと思えます。

「高本教育長」 個人的な意見ですが、意識の問題もあると思います。設置されると、何でもそれに頼ってしまう。例えて言うと、この季節は熱かったら窓を開ければ、爽やかな風が入ります。そういう事をしないで、いきなり窓を閉めて5月でも熱ければエアコンがあるというのは、発想が乏しいと思っています。対応できるうちは、窓を開けて、外の風を入れればいいと思います。それが苦しくなったら、初めて機械に頼れば良いと思っています。

「菅沼委員」 私もそう思います。校舎も工夫されて建っているんで、風通しがとても良い時もあります。

「高本教育長」 たくましい子どもを育てていきたいということですね。他にございますか。よろしいでしょうか。特にご質疑がなければ採決を行います。本案はただ今の原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認めます。日程第4、第21号議案「平成30年度6月補正予算について」は、原案のとおり可決いたしました。

「高本教育長」 続きまして日程第5、第22号議案「豊川市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

「酒井庶務課長」 それでは、豊川市教育委員会事務局組織規則の一部改正について説明します。この規則は、事務局で設置している課や係などの名称や、その組織が所管する分掌事務、また役職ごとの職務を定めているものですが、この6月9日に豊川海軍工廠平和公園及び平和交流館がオープンする事に伴い、規則の一部を改正するものです。まず、第10条では生涯学習課の所管する公所に、豊川市平和交流館を追加

し、その事務として「戦争の悲惨さ及び平和の尊さを後世に伝えるとともに、市民の平和に関する意識の醸成を図るため施設の運営管理を行うこと。」と定めるものです。次に、第11条では、その新たな公所として追加する豊川市平和交流館に、「館長」の職をおき、その職務として「上司の命を受けて豊川市平和交流館の業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。」と定めるものです。最後に、本規則の別表で定めている生涯学習課文化財係の分掌事務の「豊川市史跡公園」の文言の後に、「及び豊川海軍工廠平和公園」を追加するものです。なお、この規則の改正は、平成30年6月9日から施行するものです。説明は以上です。

「高本教育長」 豊川海軍工廠平和公園に係わる平和交流館を追記するというところで、規則の一部改正の提案でございました。この件について、ご質疑がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。特にご質問等ないようですので、採決に移ります。本案はただ今の原案のとおり可決するというところでご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認めます。日程第5、第22号議案「豊川市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」は、ただ今の原案のとおり可決いたしました。

「高本教育長」 続いて、日程第6、その他報告「市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

「前田教育部次長」 先ほどの豊川海軍工廠平和公園の関係の改正ですが、条例自体は昨年12月の市議会におきまして議案上程され、6月9日施行ということで動いております。市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正について、まずこれがどのような手続きかと言いますと、基本的に平和公園は、条例上「都市公園」として位置づけられており、本来は、建設部の公園緑地課などの市長部局で管理運営すべきものですが、平和公園の場合は、戦争遺跡を保存活用する公園という性格を有していたり、平和学習の拠点として利用するというところで、内部協議を行った結果、管理運営については、教育委員会で行うとされた流れの中での手続きの一つです。

規則の具体的な内容が記してございますが、「パターゴルフ場」の後に、「豊川海軍工廠平和公園」を盛り込むということです。本来は市長の権限に属する事務において、教育部長によって補助執行という形で事務を行う対象施設の中に、「豊川海軍工廠平和公園」を含めるという手続きです。ちなみに、既にこの補助執行の対象になっているものは、今挙げたように市内の体育施設の全てが基本的に教育部長に補助執行させる事務として位置づけられています。それ以外にも、例えば生涯学習課の関係で言うと、青少年健全育成に関する事や、あるいは市史に関する事についても、同じような補助執行で教育委員会で行うと定められております。補足にあるように、この規則は6月9日から施行ということで、手続きは全て開園日に合わせ条例規則等と共に施行するというものです。説明は以上です。

「高本教育長」 市長の権限に属する事務であります。補助執行という形で豊川海軍工廠平和公園は、規則の一部が改正されて教育委員会に移るということであります。この件について、ご質疑がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。特に無いようですので、日程第6、その他報告「市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正について」の報告は、以上で終了とさせていただきます。

「高本教育長」 続きまして、日程第7、その他報告「豊川市豊川海軍工廠平和公園施設の管理に関する条例施行規則の制定について」を議題といたします。これについても、前田次長から説明をお願いします。

「前田教育部次長」 もう一つの手続きといたしまして、条例の施行規則を定めるものです。条例で触れられていない事項を、施行規則として利用者の遵守事項や施設等の毀損等の届出の書式等について定めるものです。利用者の守るべき事項として、通常一般の公園でも書かれているようなことですが、基本的には都市公園の枠組みで動いておりますので、それと同ものが挙がってくると同時に、例えば「掘削その他遺構を毀損するおそれのある行為をしないこと。」など、いわゆる戦争遺跡の公園という性格を鑑みて、少し平和公園独自の取り決めを盛り込んであることをご承知おきいただければと思います。条例規則などの手続きは、全て6月9日に合わせて行います。準備段階として、昨年度、平和交流館の建設予算などについては、すでに教育委員会が動いておりますが、オープン以降は教育委員会が主体となって管理運営していくこととなります。ただ、全体の3ヘクタールにも及ぶ広い公園の芝生の管理などは、一部建設部の管理で残ります。全庁一体となってよりよい管理運営に努めていきたいと思っております。説明は以上です。

「高本教育長」 新たに公園を開設するにあたってのルールを規則として定めていくという事です。何かご質疑がございますでしょうか。

「林委員」 少し気になったのですが、所定の場所以外とありますが、所定の場所であれば喫煙する事も火気を使用する事も可能なのでしょうか。

「前田教育部次長」 これについても都市公園の扱いと合わせて、どうすべきか考え、例えば喫煙はできないとか、飲食も制限できないとかいろいろな議論をした中で、最終的には都市公園ですと、そこまでは規制はできないであろうとなり、議論の中でこのような表現となっております。もちろん、通常一般の人が動き回るような所に喫煙場所を設けるというのは、当然こちらも想定しておりません。一般の方の影響のない所で、どこに設けるかという事を現在いろいろな議論はしておりますが、規則の上の書き方としては、全面禁止みたいな事は中々謳いにくいというのが、他の都市公園の施設も含めた扱いとして話題に出てきています。

「高本教育長」 再度確認ですが、所定の場所は、まだ定まっていないということですか。

「前田教育部次長」 はい。平和公園の入り口近くは、まず考えられませんが、安全管理等いろいろな面を含めてどこがいいかと考えているところです。出来れば目立た

ない所だと思っています。

「林委員」 そのまま受け取ってしまうと、所定の場所であれば、極端な話ですがキャンプファイヤーや花火みたいなものはできるのでしょうか。

「前田教育部次長」 この公園の場合は、まず夜間は利用できません。昼間でもやりたい人がいた場合、基本的に芝生広場はお断りする予定です。要は、一般の人に危険が及ぶという可能性があるという中では認められません。では、やってもいい所定の場所があるのかというと、基本的には花火については無いと思っていただきたいです。

「林委員」 では、花火もバーベキューも一切出来なですか。

「前田教育部次長」 バーベキューも、実際の運用上は、そのように考えております。

「林委員」 わかりました。

「高本教育長」 一つよろしいでしょうか。先日ニュースを見て、京都の嵐山の竹林に落書きが酷くなってきたんですが、張り紙等の「等」には落書きも入りますか。

「前田教育部次長」 ここで想定する張り紙は、落書きは含まれないかと思います。落書きも確かに教育長の心配されるように、例えば国分尼寺の史跡公園もオープンした時に落書きをすごく心配したわけですが、実質開園後10年以上が経って、よく見ると白い壁のところは少しだけありますが、目立った落書き等は無く、周辺に若干民家もあったり、見通しの利き易いところですので、その辺りは逆に人目にさらされているということで、落書きはないのかなと思っています。平和公園の場合は、夜間締め切りにしますので、昼間は目立った事をする人はいないだろうという前提で、張り紙も基本的によっぽどの内容で無い限りは、お断りする方向で考えております。夜間利用できないようにしたのは、そのようないたづら防止なども含めて決めております。日中は、人が常駐しておりますので、適正な管理ができるようにしたいと考えております。

「高本教育長」 場所が場所なだけに、平和を願う団体等が、張り紙というか、ポスターやチラシ類は趣旨に合っているんじゃないかという事があるかと思いますが、基本的には禁止ということですね。

「菅沼委員」 芝生などは公園緑地課が管理することになっているとのことですが、公園緑地課の方が毎日行くということはないと思うので、結局は、あの場所へ行っても見ているのは教育委員会の人ですよ。なぜこんな事を言うのかといいますと、芝生がすごい枯れていたのです。もう全滅に近い場所がありました。そういう状態になってしまうのは良くないので、状況をよくわかっている交流館の方たちが、公園緑地課に伝えたりしてすぐに動いてもらって、綺麗に保っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

「高本教育長」 ご要望という事ですね。

「菅沼委員」 すごく枯れていたんです。せっかく綺麗にしたのにもったいないです。

「前田教育部次長」 ちなみに、まだ今の時期は、枯れ保障といって業者に対応していただいております。

「戸荻委員」 保障の期間があるのですね。

「高本教育長」 他にありませんでしょうか。特にご質疑がなければ、日程第7、その他報告「豊川市豊川海軍工廠平和公園施設の管理に関する条例施行規則の制定について」の報告は以上で終了させていただきます。

本日の会議に付議されました案件は以上ですので、これで本委員会は閉会といたします。

(午前10時13分 閉会)